

予備試験

令和4年予備試験
論文式試験分析会
知的財産法

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 228754

LU22875

問題

Xは、建売住宅の販売業用システムに係るデータベース（以下「Xデータベース」という。）を開発し、販売していた。Xデータベースは、開発費用として3億円、開発期間として2年間を掛け、Xの多くの従業員が関与し多大な労苦を重ねて建売住宅の情報を収集し、その社運を賭けて制作したものであった。また、Xデータベースにおいては、そのデータ対象（建売住宅）として、人気エリアであるA県内に実在する全ての2階建ての建売住宅約3万件が選択され、そのデータ項目として、販売開始年月日、坪単価、床面積、間取り、販売状況、住みやすさという各項目が選択され、これらの各項目がその順序で端末の画面上に表示されるように構成されていた。このうち、「住みやすさ」という項目は、駅からの距離、治安の良さ、公共施設の存在、買い物のしやすさなどを基に、実際に情報収集に当たったXのベテラン従業員のセンスと感覚により、社内での検討を経て、居住した場合の主観的な満足度の予想を5段階にランク付けしたものであった。また、Xデータベースは、これらの建売住宅が画面上に販売開始年月日の新しい順に表示されるように構成されたものであった。以上のような特徴を有する建売住宅のデータベースは、他府県のものも含め、これまで存在していなかった。

他方、Yは、Xデータベースを基にして、A県内の建売住宅の販売業用システムに係るデータベース（以下「Yデータベース」という。）を制作した。Yデータベースには、Xデータベースの建売住宅約3万件のデータから、販売開始年月日の新しい順に取り出した1万件分の建売住宅のデータが格納されており、そのデータ項目及びその画面表示上の順序は、Xデータベースにおけるそれと完全に一致していた。Yデータベースには、Xデータベースにはない最新の販売分として建売住宅500件のデータも格納されていたが、その500件のデータに係る「住みやすさ」の項目は、空欄になっていた。

Yは、Yデータベースを、Xデータベースが販売されていたA県及びその近郊の地域で、大々的に広告宣伝し、その販売活動を開始した。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。なお、各設問はそれぞれ独立したものであり、相互に関係はないものとする。

〔設問1〕

Xは、「Xデータベースは、建売住宅についてこれまで存在していなかったものを、Xの従業員が多大な労苦を重ねて建売住宅の情報を収集して制作したものであり、建売住宅の選択、住みやすさ等の独自のデータ項目の選択及びそれらの画面表示上の順序に独自の工夫が凝らされているものであって、著作物性を有する。」と主張している。

Xの上記主張の妥当性について論ぜよ。

〔設問2〕

仮に、Xデータベースに著作物性があり、Xがその著作権を有するとした場合、YがYデータベースを制作する行為は、Xの著作権を侵害するものであるといえるか。

〔設問3〕

Xは、「仮にXデータベースに著作物性がなく、YがYデータベースを制作し販売した行為が、Xの著作権を侵害するものであるとはいえないとしても、このようなYの行為は、不法行為に当たる。」と主張している。

Xの上記主張の妥当性について論ぜよ。

〔設問4〕

Xは、Xデータベースの販売をPに任せることとし、Pに対して、Xデータベースの複製品を独占的に作成し販売することにつき許諾を与えた。その後、Pは、QがXデータベースの複製品（以下「Q製品」という。）を無断で作成し販売していることを発見し、Qに対し、Q製品の販売の差止め及びこれまでの販売分に係る損害賠償を請求した。これに対し、Qは、「そもそも利用者にはすぎないPは、Q製品の販売差止め及び損害賠償を請求することはできない。」と主張している。

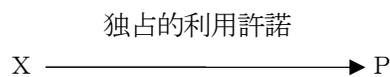
仮に、Xデータベースに著作物性があり、Xがその著作権を有するとした場合、Qの上記主張の妥当性について論ぜよ。

事案の概要

設問1～3



設問4



主要論点

設問1

データベースの著作物性

設問2

データベースの著作物に対する侵害

設問3

一般不法行為の成立

設問4

独占的利用権者の固有の差止請求権及び損害賠償請求権

答案構成

設問1

データベースの著作物は「情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有する」ことが必要（12条の2第1項）

1 建売住宅情報の選択について

情報の収集に多大な労力や費用が費やされていても、網羅的である場合には創作性否定

↓

すべての建売住宅を選択することは網羅的

2 データ項目の選択及び構成について

(1) 「住みやすさ」以外のデータ項目について

建売住宅であれば当然表示される客観的な情報にすぎない

また、各項目がその順序で端末の画面上に表示されるように構成されている点は、その順序で表示されるだけなので創作性なし

(2) 「住みやすさ」のデータ項目について

「住みやすさ」は通常の建売住宅の客観的な情報ではないから、これ自体を素材・情報と捉えて創作性を判断しうるか

↓

一部のデータの選択のみを対象として創作性を判断すべきではなく、データベース全体を検討の対象とすべき

↓

ランク付けした項目を含めることはありふれている

「住みやすさ」という一部のデータの選択のみを対象として創作性を判断すべきではない

3 画面表示上の順序について

新しい順に表示されることはありふれており、創作性は認められない

設問2

1 個別の情報のみの複製や、体系的構成のみの複製は、著作物としての価値を持ち得るような形ではない複製はデータベースの複製には該当しない

2 Xデータベースの建売住宅約3万件のデータから、販売開始年月日の新しい順に取り出した1万件分の建売住宅のデータが格納 → 個別の情報の複製

そのデータ項目及びその画面表示上の順序は、Xデータベースにおけるそれと完全に一致していた → 体系的構成の複製

↓

著作物としての価値を持ち得るような形の複製といえる

Yデータベースには、Xデータベースにはない最新の販売分として建売住宅 500 件のデータも格納されていたが、その 500 件のデータに係る「住みやすさ」の項目は、空欄になっていた

↓

500 件については体系的構成の本質的な特徴が認識可能ではない

しかし、全体の複製ではなく部分的な複製であっても著作物としての価値を持ち得るような形で 1 万件というある程度のまとまりの情報を複製している

設問 3

- 1 民法 709 条の不法行為の成立要件としての権利侵害は、法的保護に値する利益の侵害をもって足りる

①人が費用や労力をかけて情報を収集、整理してデータベースを作成しデータベースを製造販売することで営業活動を行っており

②データベースのデータを複製して作成したデータベースをその者の販売地域と競合する地域において販売する行為

↓

公正かつ自由な競争原理によって成り立つ取引社会において著しく不公正な手段を用いて法的保護に値する営業活動上の利益を侵害

- 2 ①Xデータベースは、開発費用として 3 億円、開発期間として 2 年間に掛り、Xの多くの従業員が関与し多大な労苦を重ねて建売住宅の情報を収集し制作したものであったから、多大な費用や労力をかけて情報を収集、整理して作成されたもの

②Yは、Yデータベースを、Xデータベースが販売されていたA県及びその近郊の地域で、大々的に広告宣伝し、その販売活動を開始していたのであるから、Xの販売地域を競合するA県及びその地域において販売している

設問 4

- 1 独占的利用権者の固有の差止請求権について

利用権者に著作権者が自己実施及び第三者に対し実施許諾をしない旨の不作為義務を負うという特約が付随するにすぎず、独占的といえども利用権者の性質は変わらない

↓

112 条には差止請求権を行使できる者として、著作権者等のみを規定している

↓

固有の差止請求権を認めることは困難

- 2 独占的利用権者の固有の損害賠償請求権について

独占的利用権者は権利の実施品の製造販売にかかる市場及び利益を独占できる地位、期待を得ているし、それに見合う実施料を権利者に支払っている

↓

無権限の第三者が著作物を利用することは利用権者の地位を害し、その期待利益を奪うもの

↓

独占的利用権者は固有の権利として直接侵害者に対して損害賠償請求をなし得る

参考文献

著作権判例百選〔第6版〕 15 事件「データベースの著作物性」(2019年 有斐閣)

特許判例百選〔第5版〕 102 事件「独占的通常実施権者による差止請求」(2019年 有斐閣)

— MEMO —

答案例

第1 設問(1)について

データベースの著作物として著作物性が認められるためには、「情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有する」ことが必要である（著作権法 12 条の 2 第 1 項）。

1 建売住宅情報の選択について

情報の収集に多大な労力や費用が費やされていても、網羅的である場合には情報の選択に創作性があるとはいえず、創作性が否定されると解する。

本件では、人気エリアであるA県内に実在する全ての2階建ての建売住宅約3万件が選択されており、網羅的な情報にすぎないから、創作性はない。

2 データ項目の選択及び構成について

(1) 「住みやすさ」以外のデータ項目について

データ項目として、「住みやすさ」以外の販売開始年月日、坪単価、床面積、間取り、販売状況という各項目が選択される点は、建売住宅であれば当然表示される情報にすぎない。また、各項目がその順序で端末の画面上に表示されるように構成されている点は、その順序で表示されるだけでありその構成に創作性はない。

(2) 「住みやすさ」のデータ項目について

「住みやすさ」は建売住宅の客観的な情報ではないから、これ自体を素材・情報と捉えて創作性を判断しうるか問題となるも、一部のデータの選択のみを対象として創作性を判断すべきではなく、データベース全体を検討の対象とすべきである。

本件では、「住みやすさ」について、実際に情報収集に当たったXのベテラン

従業員のセンスと感覚により、社内での検討を経て、居住した場合の主観的な満足度の予想を5段階にランク付けしたものであったが、この種の建売住宅データベースにおいて「住みやすさ」をランク付けした項目を含めることはありふれたものといえるし、「住みやすさ」という一部のデータの選択のみを対象として創作性を判断すべきではない。よって、「住みやすさ」のみをもって創作性があるとはいえない。

3 画面表示上の順序について

建売住宅が画面上に販売開始年月日の新しい順に表示されるように構成された点については、新しい順に表示されることはありふれており、創作性は認められない。

4 以上より、Xデータベースは「情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有する」ものとはいえないから、Xの主張は妥当でない。

第2 設問2について

1 データベースの著作物に対する侵害については、個別の情報のみの複製や、体系的構成のみの複製のように、著作物としての価値を持ち得るような形ではない複製はデータベースの複製には該当しないと解する。

2 YデータベースにはXデータベースの建売住宅約3万件のデータから、販売開始年月日の新しい順に取り出した1万件分の建売住宅のデータが格納されている。そして、そのデータ項目及びその画面表示上の順序は、Xデータベースにおけるそれと完全に一致している。よって個別の情報及び体系的構成の両方の複製がされている。

そうすると、著作物としての価値を持ち得るような形での複製といえるか

ら、Yの制作行為は、Xの複製権を侵害するものである。

この点、Yデータベースには、Xデータベースにはない最新の販売分として建売住宅 500 件のデータも格納されていたが、その 500 件のデータに係る「住みやすさ」の項目は空欄になっていたから、500 件については体系的構成の本質的な特徴が認識可能ではないとも思える。しかし、全体の複製ではなく部分的な複製であっても著作物としての価値を持ち得るような形で 1 万件というある程度のまとまりである情報を複製しているから、Yの行為はXの複製権を侵害するものである。

第3 設問3について

1 民法 709 条の不法行為の成立要件としての権利侵害は、必ずしも厳密な法律上の具体的権利の侵害であることを要せず、法的保護に値する利益の侵害をもって足りる。

①人が費用や労力をかけて情報を収集、整理してデータベースを作成し、そのデータベースを製造販売することで営業活動を行っている場合において、②データベースのデータを複製して作成したデータベースをその者の販売地域と競合する地域において販売する行為は、公正かつ自由な競争原理によって成り立つ取引社会において著しく不公正な手段を用いて法的保護に値する営業活動上の利益を侵害するものとして、不法行為を構成する場合があるというべきである。

2 Xデータベースは、開発費用として3億円、開発期間として2年間を掛け、Xの多くの従業員が関与し多大な労苦を重ねて建売住宅の情報を収集し制作したものであったから、多大な費用や労力をかけて情報を収集、整理して作成されたものである。

また、Yは、Yデータベースを、Xデータベースが販売されていたA県及びその近郊の地域で、大々的に広告宣伝し、その販売活動を開始していたのであるから、Xの販売地域を競合するA県及びその地域において販売している。

以上より、Yの行為は、Xの法的保護に値する営業活動上の利益を侵害するものとして不法行為を構成するから、Xの主張は妥当である。

第4 設問4について

1(1) PはXより著作権の独占的利用許諾を受けているが、112条の差止請求権を有する者ではない。そこでPに固有の差止請求権が認められるか。

(2) 独占的利用権といえども本来は通常利用権であり、著作権者が第三者に対し実施許諾をしない旨の不作為義務を負うという特約が付随するにすぎず、通常実施権の性質が変わるものではない。また、112条には差止請求権を行使できる者として、著作権者等についてのみ規定していることを考慮すると、利用権者である限りは、差止請求権を認めることは困難である。

2(1) 次に、独占的利用権者Pに固有の損害賠償請求権が認められるか。

(2) 独占的利用権においては、権利の実施品の製造販売にかかる市場及び利益を独占できる地位、期待を得ているのであり、そのためにそれに見合う実施料を著作権者に支払っているのであるから、無権限の第三者が当該著作物を利用することは利用権者の地位を害し、その期待利益を奪うものであり、これによって損害が生じた場合には、独占的利用権者は固有の権利として損害賠償請求をなし得るものと解する。

3 以上より、Qの主張は、差止請求権については妥当であるが、損害賠償請求権については妥当でない。

以上

解説

第1. 設問1について

1 データベースの著作物性が認められるかが問題となります。データベースの著作物性が認められるためには、「情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有する」ことが必要であり（著作権法12条の2第1項）、本問では、「情報の選択」と「体系的な構成」の両面から創作性が認められるかどうかを、具体的事実を挙げてあてはめていくことが必要です。

2 建売住宅情報の選択について

情報の収集に多大な労力や費用が費やされていても、それが網羅的である場合には、「情報の選択」に創作性があるわけではないため、創作性が否定されます。

「Xデータベースは、開発費用として3億円、開発期間として2年間を掛け、Xの多くの従業員が関与し多大な労苦を重ねて建売住宅の情報を収集し、その社運を賭けて制作したものであった」としても、その事実自体から著作物性を認めることは困難でしょう。

また、「Xデータベースにおいては、そのデータ対象（建売住宅）として、人気エリアであるA県内に実在する全ての2階建ての建売住宅約3万件が選択され」ていたのですから、建売住宅の情報は網羅的に収集されており、その選択に創作性があるとはいえないでしょう。

3 データ項目の選択及び構成について

問題文では、データ項目として「販売開始年月日、坪単価、床面積、間取り、販売状況、住みやすさ」が選択されるとされていますが、「住みやすさ」についてのみ問題文の事実が挙げられているため、この項目だけは別に論じたほうがよいと思われます。

(1) 「住みやすさ」以外のデータ項目について

「住みやすさ」以外の販売開始年月日、坪単価、床面積、間取り、販売状況という各項目が選択される点は、通常建売住宅であれば図面等によって当然表示される情報ばかりであり、これらの各項目が選択されたとしても、創作性を認めることは困難でしょう。

また、各項目がその順序で端末の画面上に表示されるように構成されている点は、順序に何ら創意工夫がなく、その順序で表示されるだけであり、こちらも創作性を認めることは困難でしょう。

(2) 「住みやすさ」のデータ項目について

「住みやすさ」については建売住宅で通常表示されるような客観的な情報ではないことから、これ自体を素材・情報と捉えて創作性を判断しうるか問題となります。これについては、これ自体を素材・情報と捉えてその選択の創作性を判断しうるかという観点から検討の余地はあるとの指摘がありますが（上野達弘・判評529号（判時1806号）25頁）、答案例では一部のデータの選択のみを対象として創作性を判断すべきではなく、データベース全体を検討の対象とすべきであるとして検討しています。

問題文の事実によれば、「住みやすさ」について、実際に情報収集に当たったXのベテラン従業員のセンスと感覚により、社内での検討を経て、居住した場合の主観的な満足度の予想を5段階にランク付けしたものであったとのことですが、この種の建売住宅データベースにおいて「住みやすさ」をランク付けした項目を含めることは一般的には多く見られる項目であり、ありふれたものといえます。また、「住みやすさ」という一部のデータの選択のみを対象として創作性を判断すべきではないといえます。

第 2. 設問 3 について

- 1 データベースの著作物に対する侵害については、個別の情報のみの複製や、体系的構成のみの複製のように、著作物としての価値を持ち得るような形ではない複製はデータベースの複製には該当しないと解されています（百選 15 事件解説参照）。
- 2 問題文の事実によれば、Y データベースには X データベースの建売住宅約 3 万件のデータから、販売開始年月日の新しい順に取り出した 1 万件分の建売住宅のデータが格納されていますから、Y データベースは個別の情報を複製しています。
 そして、そのデータ項目及びその画面表示上の順序は、X データベースにおけるそれと完全に一致していますから、体系的構成の複製もされています。
 そうすると、Y の行為は、著作物としての価値を持ち得るような形での複製といえます。

第 3. 設問 3 について

- 1 百選 15 事件の判旨では、民法 709 条の不法行為の成立要件としての権利侵害は、必ずしも厳密な法律上の具体的権利の侵害であることを要せず、法的保護に値する利益の侵害をもって足りるとされています。判旨では、①人が費用や労力をかけて情報を収集、整理してデータベースを作成し、そのデータベースを製造販売することで営業活動を行っている場合において、②データベースのデータを複製して作成したデータベースをその者の販売地域と競合する地域において販売する行為は、公正かつ自由な競争原理によって成り立つ取引社会において著しく不公正な手段を用いて法的保護に値する営業活動上の利益を侵害するものとして、不法行為を構成する場合があります。
- 2 問題文の事実によれば、X データベースは、開発費用として 3 億円、開発期間として 2 年間の掛け、X の多くの従業員が関与し多大な労苦を重ねて建売住宅の情報を収集し制作したものであったから、①の点を満たすといえます。
 また、Y は、Y データベースを、X データベースが販売されていた A 県及びその近郊の地域で、大々的に広告宣伝し、その販売活動を開始していたのであるから、②の点も満たすといえます。

第 4. 設問 4 について

- 1 特許法の事案ですが、独占的通常実施権者の固有の差止請求権・損害賠償請求権については有名な論点であり多くの受験生は書けたのではないかと思います。予備試験では今後特許法又は著作権法のうちのいずれかが出題される形式となることが予想されるため、著作権法の中で特許法の論点が聞かれたり、特許法の中で著作権法の論点が聞かれたりする可能性があります。
 独占的利用権者の固有の差止請求権については認められないとするのが通説ですが、特許法と全く同様に考えてよいかどうかは検討の余地があるでしょう。著作権では特許法のような専用実施権がないため（出版権は別として）、独占的利用権者にも一定の条件を満たす場合には固有の差止請求権を認めてもよいのではないかという議論があります。例えば民法における賃借権者の妨害排除請求権を持ち出して論じるとすることも可能であったと思います。特許法とは異なる深い議論ができた場合は加点もあり得ると思います。
- 2 特許法における独占的通常実施権者の固有の損害賠償請求権については認められるとするのが通説であり、著作権法においても同様の議論で問題ないと考えられます。

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2022 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU22875